

令和6年度事業計画

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月31日

I. 活動の基本方針

1. 「公益法人制度改革」への対応として新社団法人へ移行し12年目の本年度については、移行時に申請した「公益目的支出計画」が平成28年度をもつて完了したものの、これまでと同様に公益目的事業の推進に重点を置いた事業を展開していきます。
2. 事業展開にあたっては、本年度も「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、法人会活動の原点である『税』に軸足を置き、会員以外の一般の方々も対象として『納税意識の向上』『税制への建設的提言』『自己研鑽機会の提供』『地域社会への貢献』などの諸活動を積極的に実施いたします。
3. また、経済情勢などの法人会を取り巻く極めて厳しい環境に十分配慮しながら、『組織基盤』並びに『財政基盤』のより一層の強化に努めます。

II. 主な事業計画

1. 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革に伴い新社団法人へ移行して、本年度は12年目を迎えるので、以下の通り対応いたします。

(1) 新社団法人としての事業の展開

- ① 本年度も新社団法人として、公益目的事業の推進に重点を置いた事業を実施いたします。
- ② 合わせて、新社団法人に移行した単位会の適正運営に資するため、適切な各種支援を行っていきます。

(2)「20年度会計の適正処理」と「助成金制度の適切な運営」

20年度会計基準に基づく会計処理と助成金制度の運営につき、県下全単位会とともに適正化を目指していきます。

2. 税の啓発事業及び税の提言活動の積極的実施

(1) 「税法・税務関係研修会の開催支援」

法人会にとって税法・税務関係の研修会は、"公益性"を高める基本的な研修会であり、国税当局の支援を得て「税法・税務関係研修会」を積極的に開催するとともに、特に児童・生徒を対象とした「租税教育活動」の実施についても積極的に支援してまいります。

(2) 「税を考える週間」を中心に、ラジオや新聞などのメディアの他、各種ポスター、チラシや小冊子の配布などを通じ、会員以外の一般の方々も対象に含めた『税』の啓蒙活動を積極的に実施いたします。

(3) また、「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとして、日本経済再生の鍵となる中小企業税制を中心に、国税、地方税について、より踏み込んだ検討を行い、『税』のオピニオンリーダーに相応しい、より建設的な提言を引き続き行います。

(4) 青年部会及び女性部会の情報交換会では、両部会ともテーマを『税』を絡めた活動に絞り、参加者全員で話し合い、『税』についての理解を更に深めるとともに相互の活発な情報交換を行います。

具体的な活動としては、青年部会では「租税教育活動」を活動の中心とし、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の推進にも積極的に取り組み、また女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」の活動に積極的に取り組むとともに、環境問題について、「食品ロス」削減にも取り組みます。

特に、「絵はがきコンクール」については、今年度も引き続き「国税庁の後援」を得る予定ですので、これを活かした充実した活動にしていきます。

3. 行政・国税当局との連携強化

静岡県下各法人会とともに、新社団法人として、静岡県税務課を窓口とした各種指導に従って、適正な業務遂行を目指します。

また、法人会活動の原点は『税』との認識のもと、行政・国税当局との連携を更に強化し、「税法・税務研修会」の開催やパブリシティを活用した『税』の啓蒙活動を積極的に展開するとともに、引き続き消費税の「期限内納付推進運動」や「e-Tax」をはじめとする『税』の電子申告・納税システムの推進、更には運用段階に入っているマイナンバー制度の厳正な取扱いと取得促進、制度の利便性に向けた取組にも協力していきます。

さらに、既に導入された「消費税インボイス制度」については、その周知に向けた活動を引き続き行うとともに、研修会の開催等にも協力していきます。

また、企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税当局と協力し、「自主点検チェックシート」活用による企業の税務コンプライアンス向上にも積極的に取り組みます。

4. 地域社会貢献活動の推進

本年度も、親会、青年部会、女性部会が一体となり、公益目的事業として各単位会が地域に密着した地域社会貢献活動を実施できるように支援していきます。

特に、開催内容については、会員以外の一般の方々も対象に、『税』を絡めた事業や法人会の存在を広く認知させる事業を地域のニーズに合わせて開催するよう指導してまいります。また、女性部会が中核となって推進している「いちごプロジェクト」の活動については、各単位会の地域の実情に合わせた無理のない活動として、消費電力の節電の呼びかけに引き続き取り組みます。

5. 研修活動の充実

公益目的事業の推進として、会員企業に加えて一般の方々にも研修活動の対象を広げ、本年度も次の施策を中心として一層の充実に努めます。

(1)「研修参加人員の増加」

- ① 本年度も「研修参加人員の増加」を県下全単位会の目標とし、"会員や地域ニーズに合わせた研修会"及び"支部や部会ごとの研修会"を開催するよう指導してまいります。
- ② また、引き続き各単位会の研修活動を支援するため、県連による講師や教材の紹介・斡旋を行うほか、他の単位会の研修内容についても積極的に紹介してまいります。

(2)「第54回静岡県法人会運営研究会」の開催

「法人会運営研究会」では、運営研究法人会の指定会として(一社)伊豆下田法人会と(公社)島田法人会が研究発表を行います。

また、研究発表会後に行う役員研修会は、本年度も"役員研修の場"に相応しい内容で開催いたします。

(3)「静岡県下13署大規模法人等向け研修会」の開催

静岡県内大規模法人等向け研修会を静岡市内で開催し、名古屋国税局の調査部長等にご講演いただくことにより、参加者の税知識の向上に役立てていただきます。

(4)「税制セミナー」の開催

令和7年度の税制改正要望の作成並びに今後の税制問題の研究等の参考とすべく、外部講師を招き、「税制セミナー」を開催いたします。

(5)「インターネットセミナー・オンデマンド」のサービス提供の継続

各種講演等ウェブコンテンツ配信サービスとして、各単位会のホームページから一般・会員向けに研修材料を引き続き提供いたします。

6. 広報活動の充実

広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知、入会促進等に資する活動を積極的に展開していきます。

特に、法人会の知名度の向上とイメージアップを図るために、法人会会員のメリットを強調するPRをはじめ、消費税の「期限内納付推進運動」や「e-Tax」の普及のための広報のほか、協力保険会社3社の商品内容についても、ホームページや各単位会の会報やチラシなどを活用し、広くPRしてまいります。

さらに、地域を越えた横断税務広報活動も実施していきます。また、静岡県独自の「富士山入り法人会バッジ」の着用により、引き続き当県連のPRに努めるとともに、会員メリット拡充に繋がるツールの作成や各種広報媒体の活用についても積極的に取り組みます。

そのほか、「法人会アンケート調査システム」の送信先数増加を図り、静岡県内会員向け『地域限定アンケート』についても、各種テーマによる更なる活用を目指していきます。また、会員向けメルマガ配信を通して、「法人会メリットカード」のPR強化を図ります。更に、親とともに子供たちが税について考えるキッカケ作りとして、小学生向け特別新聞「YOMO っと静岡+」への広告を今年度も引き続き掲載していきます。

7. 組織の充実・強化

(1)「会員増強」

本年度も「昨年12月末日の法人会員数(38, 558社)を1社でも上回る」ことを目標に、次の方針により会員増強運動を展開します。

- ① 昨年度同様、本年9月から12月までの4ヶ月間を「会員増強月間」とし、会員増強運動を展開いたします。
- ② 特に、本年度も「退会防止」に努めることは勿論のこと、会員メリットを広く周知させるため、「中小企業向け貸倒保証制度」「インターネットセミナー・オンデマンド」に加え、「事業承継支援制度」、「企業情報・格付情報照会サービス」などの活用について、あらゆる機会をとらえてPRしていきます。
- ③ 組織・厚生委員会との連携強化
組織・厚生委員会との連携を更に強化し、協力保険会社3社も含め緊密な連携を図り、会員増強につなげていきます。
- ④ 「法人会メリットカード」の取扱い強化
会員メリットの拡充策として取扱いを開始した「法人会メリットカード」について、広く県内全域に特約店が増加するように推進を図ります。
また、特約店が提供する“会員向け特典”を多くの会員に利用してもらうように、あらゆる機会を捉えてPRしていくとともに、「メルマガ」配信を活用し、「法人会メリットカード」自体と特約店情報のPRを推進していきます。
また、神奈川県連内との「会員向け特約店提携」に続き、更に他の地域にも利用拡大できるよう推進を図ります。
さらに、メリットカードの利便性向上を図るため、デジタル化の検討をしていきます。会員メリットとして、このカードを利用することで、退会防止と新規会員の増加を図ります。

(2)「支部活動の充実」

単位会の活動は、会員や地域に密着した活動を行うことが鉄則であり、よりきめ細かな支部活動を従来以上に展開するよう指導してまいります。

(3)「青年部会、女性部会活動の充実」

今年度も県下各単位会の部会員が集って「情報交換会」を開催し、グループ討議により各部会間の「連携強化」と「情報の共有」を図ります。

8. 福利厚生制度等の推進

福利厚生制度の推進のため、全単位会が一丸となり、また協力保険会社3社との連携強化を通じて保険料収入目標の達成により、全法連の福利厚生制度推進表彰の受彰を目指します。

特に、福利厚生制度の中核である経営者大型保障制度につきましては、新規契約企業数の増加とJタイプ型の契約増加を目指して、親会・青年部会・女性部会が一体となって積極的に推進いたします。

また、「福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“Challenge100”」等の運動の積極的な推進を図ります。

なお、協力保険会社3社の協力を得て、親会・青年部会・女性部会の徹底した会員確認手続を通じて新規契約増加を目指し、また同時に会員増強にも結びつけていきます。

さらに、「事業承継支援制度」により、会員企業経営者の課題解決を支援するとともに、紹介料収益を伴った収益事業としての制度確立を図ります。

9. 事務管理の厳正化

- (1)事務効率化のための統合プラットフォームの普及促進に向け、適切な支援を実施するとともに、ガバナンス強化を含めた事務管理の厳正化を図ります。
- (2)「マイナンバー制度」に沿った適正な事務処理の遂行を図ります。

10. 事務局充実のための支援強化

全法連が作成した「今後の法人会のあり方提言書」に盛り込まれた課題の一つとして、静岡県下法人会事務局の充実のため、各種研修会の開催や個別指導などあらゆる機会を通じて、支援の強化に努めます。

以上